

(Ⅲ) 実質個人消費支出算定のためのデフレーターとデフレーター及び問題点

		番号	デフレーター	デフレーター	問題点
飲食費	農家	1	人的方法によって求めた飲食品 (学校給食費家計負担分を除く) を農家経済調査-戸当り家計費 の飲食費(学校給食を除く)に 対する構成比によって細分割。	デフレーターに見合う農村物価指数	学校給食(父兄負担+政府補助)に ついては別個にデフレートするが、 これ以外の外食費の取扱いを如何に するか、ここでは一応品目分類の立 場から他の品目に吸収された形にな っている (農家、非農家共通)
		2			
		3			
		4			
		5			
		6			
		7			
		8			
		9			
		10			
		11			
		12			
		13			
	14	学校給食費	(14.27) 人的方法による飲食費から除か れた家計負担の学校給食費に政 府補助金を加えて農家と非農家 に分割。	消費者物価物価指数(全都市)食料	
15	穀類				
16	魚介類				
17	肉類				

		番号	デフレーター	デフレーター	問題点	
飲食費	非農家	18	乳 卵	人的方法によって求めた飲食費 (学校給食費家計負担分を除く) と家計調査一世帯当り家計費の 飲食費(学校給食費を除く)に 対する構成比によって細分類	デフレーターに見合う消費 者物価指数(全都市)	
		19	野 さい			
		20	乾 物			
		21	加工食品			
		22	調 味 料			
		23	菓子果物			
		24	酒 類			
		25	た ば こ			
		26	飲 料			
	27	学校給食費	(14) 参照	(4) に同じ		
	その他	28	自衛隊理物給所	防衛庁の支出済額	卸売物価指数(日銀)の食 料品	
被服費	農 家	29	被 服	人的方法による農家の被服費	農村物価指数 被服	
	非農家	30	被 服	人的方法による非農家の被服費	消費者物価指数(全都市)被服	
	その他	31	自衛隊理物給所	防衛庁の支出済額	卸売物価指数(日銀)衣服	
光熱費	農 家	32	光 熱	人的方法による農家の光熱費	農村物価指数 光熱	
	非農家	33	光 熱	人的方法による非農家の光熱費	消費者物価指数(全都市)光熱	
	農 家	34	家賃地代	{ 物的方法で求め(帰属分を含む) 農家、非農家に分割した農家分 (37と同じ)	消費者物価指数(小都市)家 賃、地代	
		35	住宅修繕	{ 人的方法によって求めた住居費 を農家経調一戸当り家計費の住	消費者物価指数(小都市) 住宅修繕	

		番号	デフレーター	デフレーター	向 題 点
住居費	非農家	36	家具什器 居費に対する構成比によって細分割し、さらに概念調整を加える。	消費者物価指数(小都市) 家具什器	物価指数は物のみでサービス部分が反映されていない。
		37	家賃地代 人的方法で求めた住居費を農家経調一戸当り家計費の住居費に対する構成比によって細分割	消費者物価指数(全都市) 家賃地代	
		38	住宅修繕 物的方法で求め(購置分を含む)農家、非農家に分割した非農家分(3%と同じ)	消費物価指数(全都市) 住宅修繕	
		39	水道料 人的方法によって求めた住居費を家計調査一世帯当り計費の住居費に対する構成比によって細分割し、さらに概念調整を加える。	消費者物価指数(全都市) 水道料	
		40	家具什器 人的方法で求めた住居費を家計調査一世帯当り家計費の住居に対する構成比によって細分割	消費者物価指数(全都市) 家具什器	物価指数は飯茶わん、さら、なべ、バケツ、電球、食卓、整理ダンスによって代表されデフレーターとの見合がしやすい。

	番号	デフレーター	デフレーター	向 題 点	
農 家	41	保健衛生費	人的方法で求めた雑費を農家経 調一戸当り家計費の雑費に対す る保健衛生費の割合で分割。	農村物価指数、保健衛生	
	42	医療現物給付	物的方法で推計農家非農家に分 割	卸売物価指数(日銀)医薬品	
	43	交通通信費	人的方法で求めた雑費を農家経 調一戸当り家計費の雑費に対す	農村物価指数 交通通信	
	44	教育費	るそれぞれの割合で分割。	農村物価指数 教 育	
	45	修繕娯楽費	但し正念調整は修繕娯楽費で調 整する。	農村物価指数 修繕娯楽	
	46	金融機関等の預借+貸 (含生保)	金融機関および生命保険会社損 益計算書より推計総合消費者物 価指数にて実値換算の上農家、 非農家に分割(-57)	総合消費者物価指数	
雑費	47	保険衛生費	人的方法で求めた雑費を家計調 査の一世代当り家計費の雑費に 対する保健衛生費の割合で分割	消費者物価指数(全都市) 保健衛生	
	48	医療現物給付	(42に同じ)	卸売物価指数(日銀)医薬品	
	49	交通通信費	人的方法で求めた雑費を家計調 査の一世代当り家計費の雑費に 対するそれぞれの割合で分割。	消費者物価指数(全都市) 交通通信費	交通通信費の物価指数は市内路面電 車、バス代、タクシー代しかとって おらず通信関係が反映されていない。
	50	教育費		消費者物価指数(全都市) 教 育	

		番 号	デ フ レ ー タ ン ド	デ フ レ ー タ ー	向 題 点
非農家		51	文房具費	消費者物価指数(全都市) 文房具	修養娯楽の物価指数としては新劇代 映画、観覧料、フィルムが採用して おらず対応関係はうすい。
		52	教養娯楽費	消費者物価指数(全都市) 教養娯楽	
		53	金融機関等の附属 サービス(含生保)	(46に同じ)	
その他		54	非営利団体消費	非営利団体調査結果による	消費者物価指数(全都市) 総合
		55	本邦人海外消費	国際収支表より推計	合衆国、ヨーロッパ(イギリ ス、フランス、西独)アジア その他(ホンコン)の消費者 物価指数と旅行者のウエイト で総合した物価指数

消費者物価指数と農村物価指数

1 消費者物価指数

a) 基準時および  
基準時価格

昭和35暦年=100 (1~12月指数の  
単純平均) 基準時価格は季節品目のみ34年  
35年の月別平均支出金額による加重平均、  
その他は1~12月の単純平均。

b) 価格

昭和24年4月現在の市制施行地より無  
作為抽出された28都市より送定された店舗  
の小売価格(1都市平均×価格) 調査期日は  
毎月12日を含む週の水、木、金曜のうち1  
日 但し生鮮食料品は調査日を含む前3日商  
の中央値をとる。

c) ウェート

昭和35年の家計調査の品目分類による。  
1世帯当りの品目別平均支出金額

d) 指数品目

274品目(332銘柄)

e) 算式

基準時加重相対法算式

$$\frac{\sum \left( \frac{\sum P_t}{P_0} \frac{W'_i}{W'_i} \right) W_0}{\sum W_0}$$

但し  $P_0$  都市別、品目別の基準時価格

$P_t$  同上比較時価格

$W_0$  基準時における各都市が属する  
層の品目別総支出金額

f) 分類、ウェート  
品目数

$W_0$  基準時における全都市の1世帯  
当りの品目別支出金額  
 $\sum'$  層についての和(都市について  
の和)

$\sum$  品目についての和

総合(10,000 332銘柄)

食料(4,522 129銘柄)

穀類(1,373)

その他の食料(3,149)

魚介(462)、肉類(334)、乳

卵(333)、野菜(354)、乾物

(92)、加工食品(405)、調味

料(320)、菓子果物(520)

住居(928 41銘柄)

家賃地代(242)

住宅修繕(164)

水道料(.51)

家具什器(469)

光熱(534 7銘柄)

被服(1,296 60銘柄)

衣料(918)

身のまわり品(378)

雑費(2,720 95銘柄)

保健衛生(801)

交通通信 (305)

教育 (230)

文房具 (60)

修繕費 (943)

たばこ (181)

子) 発表期間その池

全都市指数、戦前基準指数(東京)とも昭和  
27年8月より現在まで

ス 農村物価指数(家計用品)

a) 基準時および  
基準時価格

昭和32年度 = 100 (4~3月指数の単  
純平均) 基準時価格は4~3月単純平均

b) 価格

全国より任意抽出によって選ばれた473  
町村内の小売価格但し一部の品目(品目番号  
90せんべい~118授業料の29品目)は  
統計調査事務所の所在地の小売価格/5日現  
在の価格

c) ウェート

農家経済調査昭和32年度の農家ノヤ当り  
全国平均の現金支出額

b) 指数品目

160品

c) 算式

変形ラスパイルス式

$$\frac{\sum \frac{P'}{P_0} W_0}{\sum W_0}$$

但し P。品目別全国平均基準時価格

(報告町村についての単純平均)

P<sub>t</sub> 品目別全国平均比較時価格

W<sub>0</sub> 品目別農家ノヤ当り基準時の  
現金支出額

Σ 品目についての和

f) 分類、ウェート  
品目数

総合(家計用品) (100.00、160品目)

主食 (5.11、6品目)

米 (3.39)

麦 (1.72)

非主食 (24.97、67品目)

いも (0.10)

豆 (0.12)

野菜 (0.63)

海草および乾物 (0.58)

魚介 (4.33)

肉、卵、乳 (2.01)

加工食品 (1.98)

調味料および油脂 (4.53)

酒 (3.74)

菓子、果物 (4.95)

被服 (19.68、28品目)

家計光熱 (4.58、6品目)

住居 (18.31、24品目)

雑品 (22.35、29品目)

保健衛生 (7.86)

教育 (5.64)

修養、娯楽 (6.28)

たばこ (3.78)

交通、通信 (3.79)

#### 個人消費支出実質化についてのメモ

- 1) 実質個人消費支出は5大費目で発表する。
- 2) 農家、非農家、その他に分けて実質化する。
- 3) 人的方法によって推計されている飲食費、住居費(地代家賃以外)雑費はデフレーターに見合うよう家計調査、農家経済調査によって中分類に分割する。
- 4) 個人間のトランファー(仕送金贈与金等)等の控除項目は教養娯楽費から控除の上実質化する。
- 5) 自衛隊現物、非営利団体消費、本邦人海外消費は「その他」とする。
- 6) 学校給食費、地代家賃、医療現物給付は農家と非農家に分割する。
- 7) 金融機関等の附属サービス(含生保)は実質化の上農家と非農家に分割する。



参考ノ) 米国の個人消費支出表章形式

I 食品および煙草

- 1 家庭購入食品 (非耐)
- 2 外食費 (〃)
- 3 政府職員(軍隊を含む)および商業従事者への食料給与 (〃)
- 4 農家自家消費 (〃)
- 5 煙草 (〃)

II 衣服、アクセサリーおよび宝石

- 1 靴および履物類 (非耐)
- 2 靴磨きおよび修繕 (サ)
- 3 衣服およびアクセサリー(履物類を除く)
  - a 婦人、子供用 (非耐)
  - b 男子用 (〃)
- 4 軍人への制服支給 (〃)
- 5 他に分類できない上衣(毛皮を含む)のクリーニング、染色、アイロン掛け、仕立て直し、保管、修繕 (サ)

- 6 洗濯代 (サ)
- 7 宝石および時計 (耐)
- 8 その他 (サ)

III 化粧品

- 1 衛生用品 (非耐)
- 2 理髪、美容、入浴料 (サ)

IV 住居費

- 1 購置家賃(非農家) (サ)
- 2 家賃(非農家)、下宿を含む (〃)
- 3 農家家賃 (〃)
- 4 その他 (〃)

V 家事維持費

- 1 家具(マットレスおよび寝具を含む)(耐)
- 2 台所用品 (〃)
- 3 陶器、ガラス食器、テーブル食器、その他の食器類 (〃)
- 4 その他の耐久家具備品 (〃)

- 5 半耐久家具備品 (非耐)

- 6 クリーニング、磨き代、雑貨具、紙類 (〃)
- 7 文房具および筆記具 (〃)

8 エネルギー

- a 電気 (サ)
- b ガス (〃)
- c 水道 (〃)
- d その他の燃料 (非耐)

- 9 電報、電話 (サ)
- 10 家事サービス (〃)
- 11 その他 (〃)

VI 保健衛生および葬儀費用

- 1 医薬品および雑品 (非耐)
- 2 眼鏡および整形手術具 (耐)
- 3 医者代 (サ)
- 4 歯医者 (〃)

- 5 その他の医療上のサービス (サ)
- 6 病院、療養所入院費 (〃)
- 7 医療衛生および医療保険 (〃)
- 8 葬儀 (〃)

Ⅶ 利子手数料その他

- 1 仲買手数料および利子、投資相談費 (サ)
- 2 銀行、信託銀行手数料、借入金料 (〃)
- 3 保険会社を除く金融仲介業の帰属サービス (〃)
- 4 生命保険料 (〃)
- 5 法律相談 (〃)
- 6 個人買債利子 (〃)
- 7 その他 (〃)

Ⅷ 交通

- 1 自家用交通
  - a 新車および中古車純購入 (耐)
  - b タイヤ、チューブ、耐腐品および部品 (〃)
  - c 自動車修理、油塗り、水洗い、駐車料、維持料、保管料 (サ)

- d ガソリン、オイル代 (非耐)
- e 道路等通行料 (サ)
- f 自動車保険料一損害支払額 (〃)

Ⅸ 地域内交通

- a 電車およびバス (〃)
- b タクシー (〃)
- c 電車賃(定期券) (〃)

Ⅹ 都市間交通

- a 汽車(定期券を除く)および寝台、食堂車 (サ)
- b 都市間バス (〃)
- c 航空機 (〃)
- d その他 (〃)

Ⅺ リクリエーション

- 1 書籍および地図 (耐)
- 2 雑誌、新聞、ソノシート (非耐)
- 3 非耐久性玩具、スポーツ用品 (〃)
- 4 自転車類、耐久性玩具、スポーツ用具、ボートおよび娯楽用飛行機(耐)

- 5 ラジオ、テレビ、受信機、レコー、ドプレイヤー、楽器 (耐)
- 6 ラジオ、テレビ修理 (サ)
- 7 花、種子および植木 (非耐)

Ⅻ 娯楽、観覧

- a 映画 (サ)
- b 劇、オペラ、非営利機関の招待(スポーツを除く) (〃)
- c スポーツ観覧 (〃)
- 9 クラブおよび友愛機関(保険を除く) (〃)
- 10 商業協同者娯楽 (〃)
- 11 パリ、ミューチュエル純受取 (〃)
- 12 その他 (〃)

XIII 民間教育および研究

- 1 高等教育 (〃)
- 2 初等、中等教育 (〃)
- 3 その他 (〃)

XIV 宗教、厚生活動

XV 海外旅行および仕送り

- 1 米国住民による海外旅行 (サ)
- 2 合衆国政府職員(軍人および一般職員)の海外での支出 (非耐)
- 3 海外からの純仕送り金 (サ)
- 4 (控除)外国人の合衆国内消費 (〃)

SNAにおける民間消費支出の分類

ここで提示した民間消費支出の分類表は、決して消費者の購入する広範な財貨およびサービスを網羅するものではなく、比較的重要な財貨およびサービスのみを包含している。

この表——当然に簡単なものであるが——を敷衍し、消費支出推計のための取引および生産の統計使用について指針を解するためには、各項目の記述を、具体的に商品を含む場合にはいつでも標準国際商品分類 (*Statistical papers, M.* 十号, 第二版, 国連統計局, ニューヨーク, 1951年) に関連させることが有用である。

しかし、本表の分類を標準国際商品分類と完全に一致せしめることは不可能である。消費支出の分類は、本来種々の目的のための消費者の消費量の像を提示することにあるが、他方標準国際商品分類は、生産、消費、資本形成のいずれの用途に向けられるかを問わず、商品の分類をする事にある。従って標準国際商品分類のあるグループを合めるべきか否か、面分類において一括して分類されている財貨を消費支出の異なるグループに配分す

べきか否かを決定する事は、多くの場合に困難である。最後に、標準国際商品分類は、消費支出の諸項目に含まれているサービスを合めていない。

従って以下に述べる両分類の調整においては、標準国際商品分類で言及される財貨が消費、生産の両用途に向けられるという事実は考慮に入れられていない。従って、標準国際商品分類項目と関連して「パート」("part") と言う言葉を用いる時は、当の商品が消費支出分類のいくつかのグループに入るものであることを意味するに過ぎない。

1 食品

a パン及び穀類

米, 小麦粉及びその他の穀類  
調整穀物, パン, ビスケット,  
ケーキ及びその他の焼き菓子類, サ  
ゴヤシ澱粉, タピオカ, くす,

b 肉

鮮肉, 冷凍肉, ベーコン, ハ  
ム, 家禽, 豚肉, ソーセージ,  
ひつ, 缶詰肉, その他の肉加工  
品,

c 魚

生鮮魚, 冷凍魚, 缶詰魚, 乾  
魚その他の水産加工品

d 牛乳, チーズ及び卵

生ミルク, 煉乳, 無糖煉乳,  
粉ミルク, クリーム, チーズ,  
凝乳及び卵(加工卵を含む)

e 油脂

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
0.4	-	-
0.1	-	-
0.3	-	-
0.2	0.21	-
	0.22	-
	0.24	-
	0.25	-
0.2	0.23	-

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
0.9	091	-
41	-	-
03	(組品05)	-
	033除く	-
02	026	-
	029	-
05	033	053-03
06	-	-
07	073	-
07	071	-
	072	-
	074	-
07	073	-
09	099	-
09	099*	-
27	272	27-05
11	111	-

バター, マーガリン, ラード  
及びその他の食用油脂

f 果物及び野菜

馬鈴薯, 馬鈴薯製品, 生鮮,  
乾燥, 冷凍及び野菜野菜及び果  
物, 木の实, 果物, 野菜ジュース

g 砂糖, 砂糖漬及び菓子

砂糖, シロップ, ジャム, マ  
ーマレード, 蜂蜜, チョコレ  
ート, 糖菓, 食卓用ゼリー及び  
アイス・クリーム

h コーヒー, 茶, ココア, 糖

コーヒー, 茶, ココア等なら  
びにそれらの代用品

i その他の食品

塩, 香料および調味料等

2 飲料

a 非アルコール飲料

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
		炭酸水その他の清涼飲料
8	11	アルコール飲料
		ビール, ワイン, 蒸溜酒及び リンド酒
9	12	煙草
		葉巻煙草, 紙巻煙草その他個人 消費用煙草
4		被服その他の身の回り品
a	85	履物
		ゴム靴を含む全履物
b	65	履物以外の被服
		男子用及び婦人用装身具類並 に男子服及び婦人子供服注文仕 立を含むすべての既製服及び衣 料材料
c	67	その他の身の回り品
		傘, 旅行用品, ハンドバッグ

~220~

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
		及びその類似品, 宝石類及び時 計
86	864	864-01
89	899	899-03 04
5		賃貸料及び水道料
		水道料及び地方料金 (local rates) を含むすべての総賃貸料 (支払お よび購置総家賃ならびに支払およ び購置総地代)。賃貸料は, 一般 に暖房及び水道施設, 電燈設備, 固定煖炉, 水磨, その他通例とし て販売又は賃貸以前に家屋内に備 え付けてある類用の施設を含む使 用料となるであろう。従って転借 人による器具等の使用料の支払は 除かれ, このような超過料金は, 細分類 8-8 に含まれる。
		借家人による戸内の修理及び維 持 (例えば戸内のペンキ塗り, 壁

\*「パート」("part")

紙，裝飾料）は含まれる。下宿屋の貸部屋はここに含まれるが，ホテルのそれは細分類ノ一&に含まれる。

6 燃料及び燈火

石炭，コークス，煉炭，燐房用  
及び燈火用油，薪及び木炭，電  
ガス，燐房費

7 家具，備品及び世帯道具

a 家具及び備品

家具，造作，ピアノ，カー  
テン，覆い等

b 世帯道具

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
24	241	-
31	311	-
	313	313-02
	314	-03
		-
	* * 655-44	
	655	655-04 * -05 * -09
	656	656-03 -04 -05 -09
	657	-
82	-	
89	891	891-03
	899	891-21 *
66	665	665-02

陶器，硝子器，家庭用器具，  
刃物及び銀製品，加熱用及び料  
理用器具，冷蔵庫，電気器具及  
び附屬品，ミシン，ラジオ，テ  
レビ，蓄音器，レコード，時計  
及び子供用乗物

8 家事・維持費

a 家事

家事使用人・清掃人等の賃金  
ならびに現物を含む報酬

b 非耐久性家事用品

燐寸，家庭用石鹼，洗剤，  
磨粉，清掃具，家庭用紙製品，  
蠟燭及び電球等の非耐久性家庭  
用ならびに全家庭用耐久品（細  
目7）の修理

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
	666	-
67	673	673-01 *
67	699	699-12 -13 -14 -15 -16 -17
71	716	716-11
72	721	721-04 -06 * -12
81	812	812-04
86	864	864-02
89	891	891-01 -02
	899	899-07 -08 * -13 * -15 *
55	552	552-02 *
		-03
64	641	641-03
	642	642-01
69	699	699-08
72	721	721-03

C 対家庭サービス

履物、衣料及び家庭用織維品の修理、クリーニング、染色及び洗濯、家庭用耐久品の賃借、家庭財産の火災、盗難保険の純保険料、家庭用品の移動及び貯蔵

9 化粧及び保険支出

a 化粧

髷剃り道具、理髪所および美容院のサービス、浴場およびマッサージ院を含む化粧用品及び用具

b 保険支出

調剤および売薬並に治療用具、医者、看護婦およびその関係者のサービス。非営利団体以外の個人病

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
89	899	899-01
		-02
55	559	559-01
		-02
62	629	629-03*
		-09*
72	721	721-12*
89	899	899-13*
54	—	—
62	629	629-02*
72	721	721-11*
86	861	861-01

院への報酬、非営利個人病院の支出、民間の障害、健康保険会社及び同協会に対する純支払

10 交通および通信

a 個人交通設備

中古品購入によるマークアップを含む自動車、トレーラー、オートバイ、自転車

b 個人交通施設の運用

部品及び付属品、タイヤ、ナユーブ、ガソリン、オイル及びグリース、駐車料、車庫、修理および保険（受取純額）、橋梁、隧道、渡船および道路通行税、自動車免許状

c 交通料金

鉄道、電車、バス、タクシー

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目
73	732	732-01 c2
	733	733-01 * 09
31	313	313-01 -04
62	629	629-01 0
73	732	732-06 -07
	733	733-02 * -09

船舶および航空機の運賃、小荷物運送料、倉敷料および超過料金、運送人へのチップ等

d 通信

郵便、電話および電報

11 レクリエーションおよび娯楽

a 娯楽

劇場、映画、スポーツその他の公共娯楽に対する支出

b ホテル、料理店およびカフェー

料理店等における細目 1-3 に含まれる食料、飲料および煙草に対する支出の小売価格を超える部分、チップを含む。

c 書籍、新聞及び雑誌

書籍、新聞その他の印刷物、便箋及び文房具

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	item 細目
64	642	642-02 -03
99	892	-
	899	899-16

d その他のレクリエーション

航空機、ヨットおよびボートの購入を含む個人的航空および航海狩猟、射的および釣り、犬および銃の免許、ラジオの免許、細目 7 に含まれない楽器、写真その他の趣味と結びついた支出、クラブの提供するサービス、玩具、花愛玩動物、パイプおよびライター  
の購入

12 雑サービス

a 金融的サービス

生命保険会社の営業支出 (operating expenses)、実際のおよび帰属の銀行手数料 (actual and imputed bank charges) 仲買人手数料及び投資相談料 (

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	item 細目
29	292	292-05 -06 -07
59	591	591-01
64	642	642-09
65	656	656-02
69	691	691-02
73	734	-
	735	735-09
86	861	861-02
	862	-
89	891	891-09
	899	899-14 * -15 * -18 * -21



investment counselling) 為  
 手数料、民間の年金計画、対  
 個人融資会社およびその他の消  
 費者信用機関の一般管理費

8 教育及び調査

教育及び調査（民間非営利機  
 関以外の民間の学校及び総合大  
 学の授業料、民間非営利機関の  
 支出及びその他の教育上の支出）

C その他のサービス

法務、職業紹介所及び労働組  
 合、職業上の協会、宗教的及び  
 政治的活動、質屋から購入する  
 際の商人のマージン、葬儀屋そ  
 の他葬儀上のサービス。

13 海外居住者の支出

海外居住者の全消費支出。この

標準国際商品分類		
Division	Group	Item
中分類	小分類	細目

項目は、国際収支便覧（Balance  
 of payments manual）第1表の  
 借方の第3項より事業上の目的か  
 ら生ずる諸支出を差し引いたものに  
 同表第4項に含まれる個人交通費、  
 及び船員の消費支出、ならびに同  
 表第7項に含まれる外交官及び海  
 外駐在武官の消費支出を加えたも  
 のに等しい。

14 控除、国内非居住者の支出

国内非居住者による消費者財貨  
 及びサービスに対する全支出。こ  
 の項目は国際収支便覧（Balance  
 of payments manual）第1表貸  
 方第3項ならびに同表第4項及び  
 第7項に含まれる外国人船員、外  
 交官及び国内駐在武官の支出を加

標準国際商品分類		
Division	Group	Item
中分類	小分類	細目

えたものに等しい。

15 控除、海外への(純)贈与の価格

家計及び民間非営利機関による  
海外への(純)現物贈与の価格。この  
項目は細目1～細目2に含まれる  
財貨及びサービス並びに前年に購  
入された財貨の贈与の両者にわた  
るべきである。

標準国際商品分類		
Division	group	Item
中分類	小分類	細目